



新津基署発 1129 第 1 号
令和 5 年 11 月 29 日

各労働災害防止団体及び関係事業者団体の長 殿

新津労働基準監督署長

建設業における今冬での労働災害防止の徹底について（お願い）

日頃より、労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内における休業 4 日以上労働災害発生件数は、本年 10 月末現在、全産業で合計 148 件発生していますが、そのうち**建設業は 23 件（前年同期+14 件、+155.6%）と大幅に増加しています。**

また、年末年始から年度末を迎えるにあたり、冬季の雪に関連した災害の増加が予想されることから、当署では労働災害防止に係る注意喚起を図ることとしました。

事故の発生傾向として、23 件のうち**墜落災害 8 件、切れ・こすれ災害 6 件**と、依然として建設業における従来型の労働災害が多発しています。

災害の傾向としては、墜落災害のうち 3 件が脚立の使用に係る災害であり、切れ・こすれ災害のうち 4 件がサンダーや釘打ち機といった電動工具の使用に係る災害でありました。

特に墜落災害においては、全 8 件中 7 件で休業日数 1 か月以上の重篤な怪我となる等、生命の危険も伴う事態となっています。

こうした災害は、保護具の未着用、脚立の不適切な使用、ベテラン作業員の慢心等、様々な原因により発生しており、個別的に対策を検討・実施する必要がありますが、労働者の安全意識を高めることは、全ての作業において有効となる対策です。

つきましては、建設業の労働災害防止対策に関する資料を送付しますので、貴会員に対して、労働災害の防止に向けた一層の取組みについて御周知いただきますようお願い申し上げます。

【担当】新津労働基準監督署

監督・安衛課 安全衛生係 西

〒956-0864

新潟市秋葉区新津本町 4-18-8 新津労働総合庁舎 3 階

☎ 0250-22-4161